

# 資料1 国内におけるICカードの 利活用事例

---

# 1. マイナンバーカードの利活用の仕組み

# マイナンバーカードで想定される利活用の範囲

- マイナンバーカードでは、個人番号の証明・公的な身分証明とともに、行政サービスだけでなく、民間サービスでの利活用も想定されている。

## マイナンバーカードのメリット

### 行政

#### マイナンバーを証明する書類として

○マイナンバーを証明する書類としてマイナンバーカードを提示

○所得把握の精度向上  
○公平・公正な社会を実現

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

**券面**

#### 本人確認の際の公的な身分証明書として

なりすまし被害の防止

◇マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。  
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

**券面** **電子証明書**

#### 付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～国家公務員身分証としての活用を開始し、健康保険証の機能搭載を検討中
- 自治体～職員証、印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化

**券面** **アプリ** **電子証明書**

### 行政

#### コンビニなどで行政上の各種証明書を取得

○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

○住民の利便性向上  
○市町村窓口の効率化

平成30年12月3日現在、555市町村が導入し9,007万人が利用できる。平成30年度中に、導入市町村は602に増加し約9,467万人が利用できることとなる予定。

**アプリ** **電子証明書**

#### 各種行政手続のオンライン申請

○電子申請(e-Tax等)の利用  
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化  
○手続き遅れによる損失の回避

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

**電子証明書**

### 民間

#### 各種民間のオンライン取引/口座開設

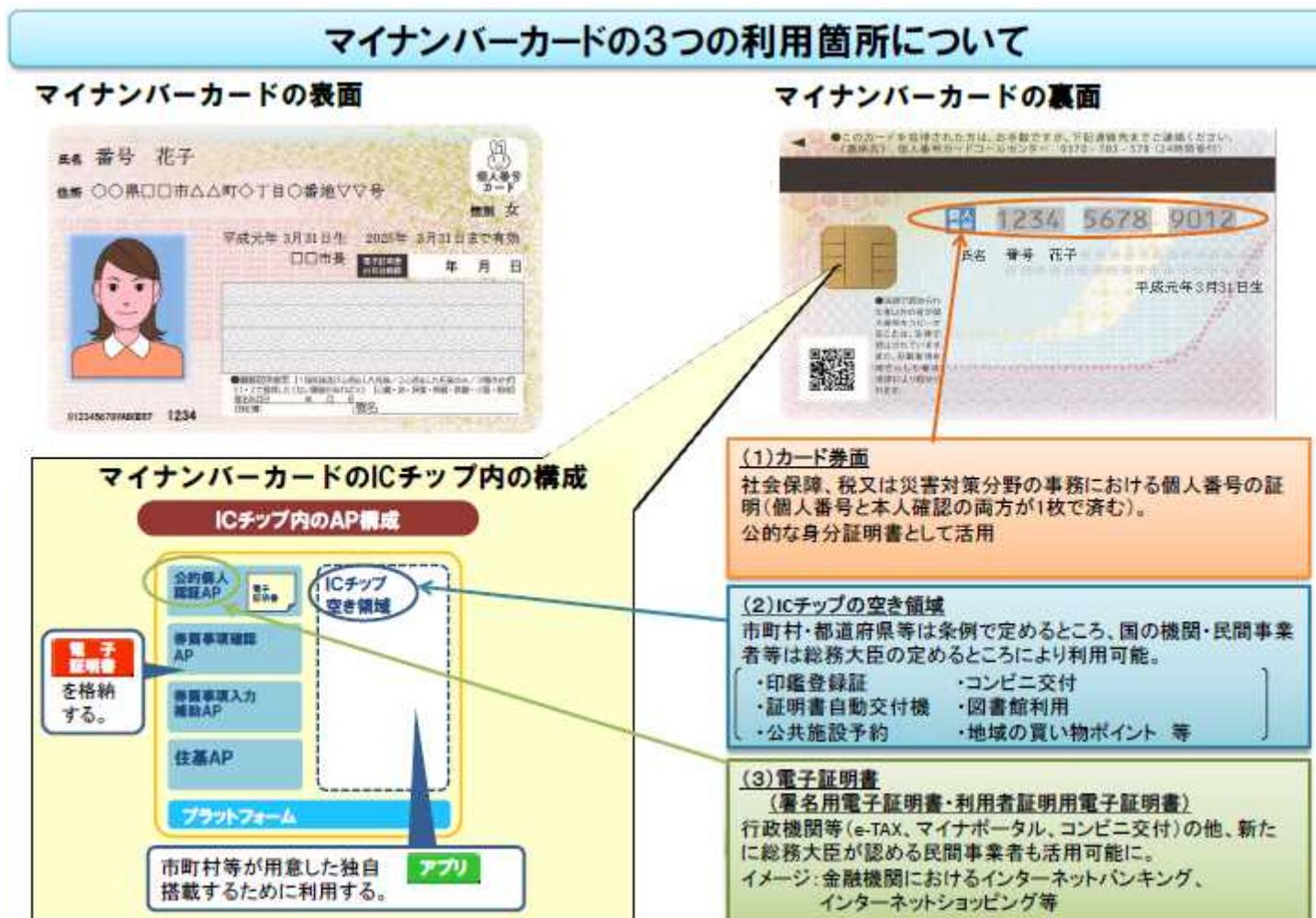
○インターネットにおける不正アクセスが多発  
一公的個人認証サービスの民間開放  
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

**電子証明書**

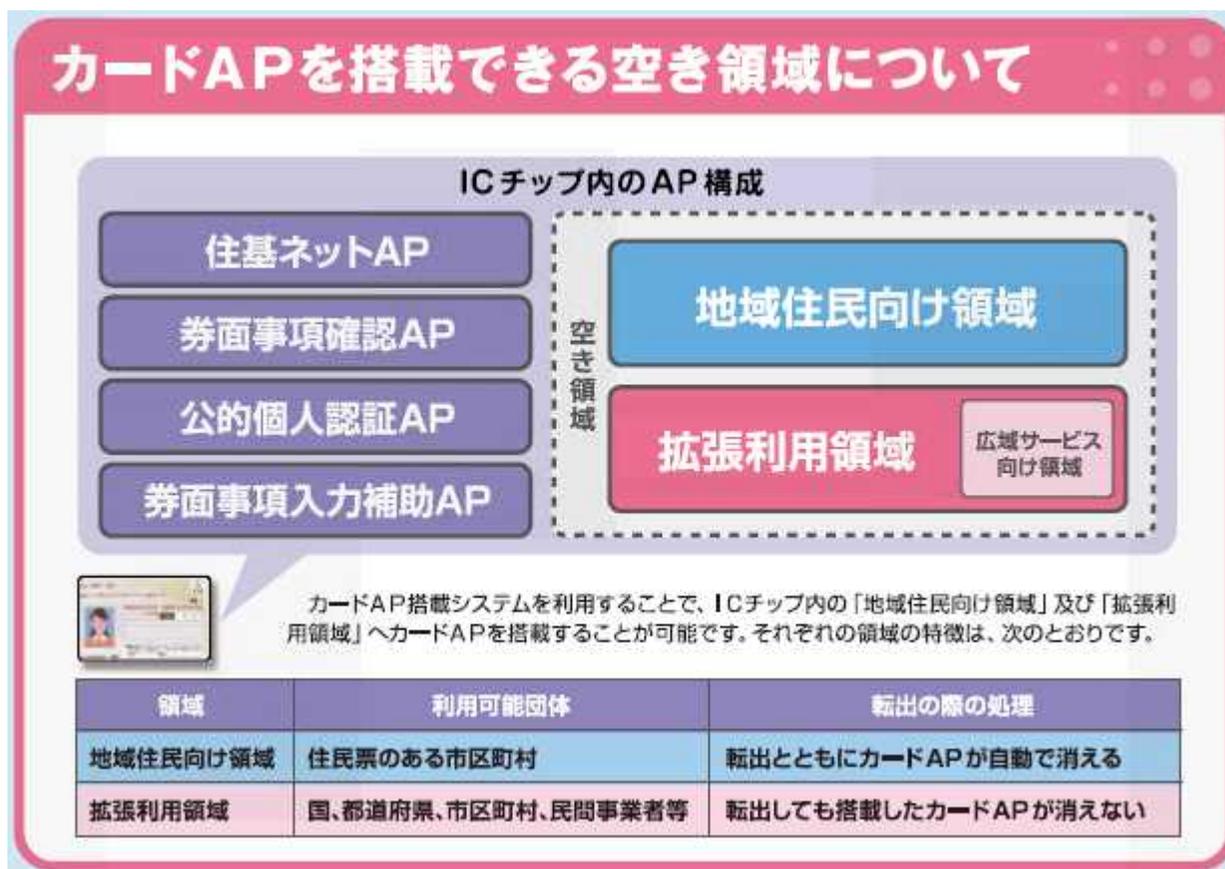
# マイナンバーカードの利用箇所

- マイナンバーカードは大きく以下の3つの利用箇所を用いて利用されている。
- (1) カード券面の利用 (2) ICチップの空き領域の利用 (3) 電子証明書の利用



# マイナンバーカードのICチップ空き領域の仕組み

- マイナンバーカードは I Cチップ内の空き領域である、「地域住民向け領域」及び「拡張利用領域」へカード A P を搭載することで、さまざまなサービスが提供できる。



カード A P 搭載システムとは

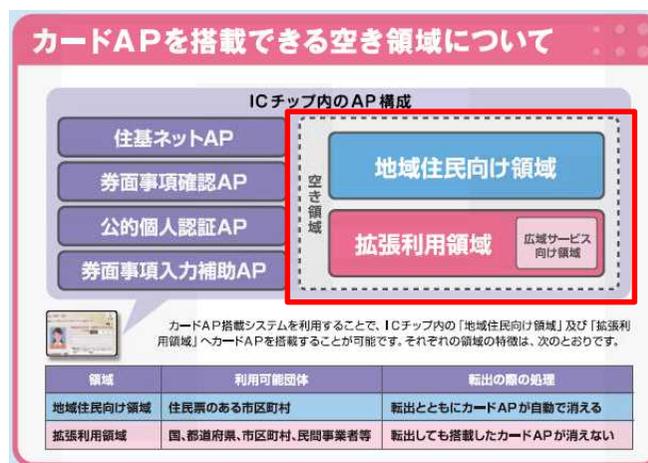
- マイナンバーカードのアプリケーション搭載システムを、カード A P 搭載システム（カード A P 搭載システム）という。
- マイナンバーカードにアプリをダウンロードして日常生活のさまざまなシーンでサービスを提供できる。

## 2. マイナンバーカードの利活用に関する法制度

# マイナンバーカードの利活用に関する法制度

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」（以下、番号法という。）第十八条において、カード記録領域と区分された空き領域の利活用について規定されている。

条項	条文
（個人番号カードの利用） 第十八条	<p>個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、<u>次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあっては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。</u>この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務</u></li> <li>二 <u>特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務</u></li> </ul>



# 番号法第十八条第一号に基づく条例で定める事務①

- マイナンバーカードの I C チップの空き領域を利用し、市町村が独自にサービスを提供。  
(以下、市町村におけるマイナンバーカードの利活用事例)

提供自治体	サービス名	カードAP搭載領域	条例で定められた事務
岩手県紫波町	印鑑登録証明書の交付 証明書等の交付	地域住民向け領域	(1) 印鑑登録証明書を交付するサービス (2) 自動交付機を利用して、証明書等を交付するサービス
秋田県東成瀬村	印鑑登録証明書の交付 証明書等の交付 はり・きゅう・マッサージ施 術券の交付	地域住民向け領域	(1) 印鑑登録証明書を交付するサービス (2) 自動交付機を利用して、規則で定める証明書等を交付するサービス (3) 自動交付機を利用して、はり・きゅう・マッサージ施術券を交付するサービス
群馬県前橋市	タクシー運賃の等助成	拡張利用領域	マイタク(でまんど相乗りタクシー)の運行の実施に関するタクシー運賃等助成事業に関する事務
新潟県三条市	選挙の投票入場受付 避難所の入退所受付 職員の出退勤管理 窓口支援サービス	地域住民向け領域	(1) 規則で定める証明書等の交付事務 (2) 規則で定める申請書等の作成事務 (3) 投票所における投票受付事務 (4) 避難所における入退所事務
	図書の貸出受付 市外在住の職員の出退 勤管理	拡張利用領域	(5) 三条市立図書館における図書資料の貸出事務 (6) 市の職員の出勤及び退勤の管理事務

(地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) HP、各自治体HPをもとに作成)

# 番号法第十八条第一号に基づく条例で定める事務②

提供自治体	サービス名	カードAP搭載領域	条例で定められた事務
富山県高岡市	図書館システム 学習センター事務	地域住民向け領域	(1) 高岡市立図書館条例に規定する図書館における図書館資料の予約及び貸出し並びに指定閲覧席の利用に関する事務 (2) 高岡市生涯学習センターにおける講座の受講申込み並びに施設及び備品の利用に関する事務
滋賀県愛荘町	印鑑登録証明書の 交付 証明書等の交付 図書館システム	拡張利用領域	(1) 個人番号カードを印鑑登録証として利用する事務 (2) 個人番号カードの交付を受けている者に対し、多機能端末機を利用して、証明書等を交付する事務 (3) 行政キオスク端末機により証明書等の交付する事務 (4) 愛荘町立図書館の図書館資料の貸出しを受ける事務
兵庫県赤穂市	証明書等の交付	地域住民向け領域	電子計算機と通信回線で接続された窓口専用端末機を用いて証明書等の交付申請を自動で行うことができるサービスの提供を行う事務。
奈良県葛城市	図書館システム	地域住民向け領域	葛城市立図書館資料の貸出しに関するサービスを行う事務
山口県下関市	証明書等の交付	地域住民向け領域	自動交付機を利用して、証明書等を交付するサービスを提供する事務
愛媛県松前町	印鑑登録証明書の 交付 申請書の作成事務 図書館システム	拡張利用領域	(1) 印鑑登録証明書を交付する事務 (2) 規則で定める申請書を自動的に作成する事務 (3) 松前町ふるさとライブラリー(松前町ふるさとライブラリーの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第13号)第2条の規定により設置された公立図書館をいう。)の図書資料の貸出しを行う事務

(地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) HP、各自治体HPをもとに作成)

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 (平成二十六年政令第百五十五号)

条項	条文
(個人番号カードの利用) 第十八条	<p>法第十八条第二号に掲げる者が、同条の規定により個人番号カードを利用するときは、あらかじめ、当該個人番号カードの交付を受けている者にその利用の目的を明示し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構</li><li>二 地方公共団体に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方公共団体から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務（法第十八条第一号に定める事務を除く。）を処理する地方公共団体の機関</li><li>三 地方独立行政法人に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方独立行政法人から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方独立行政法人</li><li>四 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者に限る。）</li></ul>

- マイナンバーカードの I C チップの空き領域を利用し、独自にサービスを提供。  
 (以下、行政機関、独立行政法人等又は機構によるマイナンバーカードの利活用事例)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件（平成二十八年総務省告示第七十三号）

大臣が定める事務を行う者	サービス名	カードAP搭載領域	大臣が定める事務の内容
行政機関	・庁舎等の入退館及び入退室の管理 ・管理者の識別・認証	拡張利用領域	(1) 行政機関に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務 (2) 行政機関が管理する設備又は物品を使用する権限を有することの識別及び認証等に係る事務
独立行政法人等	・庁舎等の入退館及び入退室の管理 ・管理者の識別・認証	拡張利用領域	(1) 独立行政法人等に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務 (2) 独立行政法人等が管理する設備又は物品を使用する権限を有することの識別及び認証等に係る事務
地方公共団体情報システム機構	・事務所等の入退館及び入退室の管理 ・管理者の権限	拡張利用領域	(1) 機構に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務 (2) 機構が管理する設備又は物品を使用する権限

(総務省報道資料をもとに作成)

- マイナンバーカードの I C チップの空き領域を利用し、独自にサービスを提供。  
 (以下、民間事業者によるマイナンバーカードの利活用事例)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件（平成二十八年総務省告示第七十三号）

大臣が定める事務を行う事業者	サービス名	カードAP搭載領域	大臣が定める事務の内容
日本電気株式会社	施設の入退館及び入退室の管理	拡張利用領域	日本電気株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
株式会社TKC	施設の入退館及び入退室の管理 管理者の識別・認証	拡張利用領域	(1) 株式会社TKCに使用される施設の入退館及び入退室の管理に係る事務 (2) 株式会社TKCが管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務
NTTコミュニケーションズ株式会社	施設の入退館及び入退室の管理 管理者の識別・認証	拡張利用領域	(1) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務 (2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

(総務省報道資料一覧HP、各社ニュースリリースHPをもとに作成)

### 3. マイナンバーカードの サービスの詳細事例

# 事例1：秋田県東成瀬村における事例

# 秋田県東成瀬村① サービス

○ 秋田県東成瀬村が定める条例に基づき、カードAP搭載システム（ICチップの空き領域）を用いて提供するサービスは以下の通り。

- 東成瀬村個人番号カードの利用に関する条例（条例第26号）

サービス名	条例で定める事務	カードAP搭載領域	サービス概要
1. 窓口または自動交付機での印鑑登録証明書の交付	(1) 印鑑登録証明書を交付するサービス	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードに印鑑登録証明書の交付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する。</li> <li>自動交付機に自らマイナンバーカードを差込み、暗証番号を入力すると、印鑑登録証明書の交付が受けられる。窓口に提示しても、交付が受けられる。</li> </ul>
2. 自動交付機を用いた証明書等の交付	(2) 自動交付機を利用して、規則で定める証明書等を交付するサービス	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードに規則で定める証明書等の交付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書</li> <li>➢ 戸籍の附票の写し</li> <li>➢ 住民票</li> <li>➢ 所得・課税証明書、固定資産証明書、納税証明書、軽自動車税納税証明書(継続検査用)</li> </ul> </li> <li>自動交付機に自らマイナンバーカードを差込み、暗証番号を入力すると、規則で定める証明書等の交付が受けられる。</li> </ul>
3. 自動交付機を用いたはり・きゅう・マッサージ施術券の交付	(3) 自動交付機を利用して、はり・きゅう・マッサージ施術券を交付するサービス	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードにはり・きゅう・マッサージ施術券の交付機能を記録し、システムに暗証番号を記録する。</li> <li>自動交付機に自らマイナンバーカードを差込み、暗証番号を入力すると、はり・きゅう・マッサージ施術券の交付が受けられる。</li> </ul>

## 東成瀬村個人番号カードの利用に関する条例

## (趣旨) 第1条

- この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義) 第2条

- 用語の定義
  - (1) 個人番号カード 法第2条第7項に規定する個人番号カード
  - (2) 自動交付機 本村の電子計算組織(本村の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。

## (利用目的) 第3条

- 番号法18条1号の条例で定める事務の一覧。

## (サービスの利用申請等) 第4条

- 個人番号カードを利用して前条各号に掲げるサービスを受けようとする者は規則で定めるところにより、村長に利用申請する。
- 村長は申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに当該申請に係るサービスの提供に必要な情報を記録。

## (サービスの利用の廃止等の届出) 第5条

- サービスの利用を廃止し、又は停止しようとする者は、村長にその旨を申請する。
- 村長は利用の廃止又は停止をする場合は、当該届出をした者の個人番号カードの利用について必要な措置を講ずる。
- 個人情報カードの紛失の届出、または返納した者については利用廃止の届出と見なし同上の措置を講ずる。

## (関係人に対する質問等) 第6条

- 村長は必要な事項は関係人に対して、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

## (委任) 第7条

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

手続き	利用者	村長
利用申請	※ 東成瀬村は、カード交付時に登録実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの交付通知書が自宅に届く</li> <li>村役場の交付窓口に行き、暗証番号の設定と合わせて、サービス機能の同意とサービス機能の暗証番号を設定する</li> <li>記録された個人番号カードを受け取る</li> </ul>	※ 東成瀬村は、全カードにサービス機能を登録 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードにサービス機能を記録</li> <li>システムにカード本体と、サービス機能の暗証番号を記録する</li> <li>記録後、個人番号カードを渡す</li> </ul>
利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードをICカードR/Wが付いた自動交付機に挿入</li> <li>暗証番号を入力</li> </ul> ※自動交付機を用いて利用	—
利用の廃止・停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>村役場の窓口を利用の廃止・停止の旨を届け出る</li> <li>廃止・停止をしたことが記録された個人番号カードを受け取る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用の廃止・停止の旨を確認</li> <li>利用の廃止・停止をシステム上で行う</li> <li>対応後、個人番号カードを渡す</li> </ul>

## 事例2：新潟県三条市における事例

# 新潟県三条市① サービス

○ 新潟県三条市が定める条例と規則に基づき、カードAP搭載システム（I Cチップの空き領域）を用いて提供するサービスは以下の通り。

- 三条市個人番号カードの利用に関する条例（条例第25号）
- 三条市個人番号カードの利用に関する条例施行規則（規則第39号）

サービス名	条例で定める事務	カードAP搭載領域	サービス概要
1. 証明書コンビニ交付サービス	(1) 規則で定める証明書等の交付事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マイナンバーカードに証明書等の交付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得（課税）証明書、戸籍証明書</li> </ul> </li> <li>• 全国のコンビニのマルチコピー機で、上記証明書等が取得できる</li> </ul>
2. 窓口支援サービス	(1) 規則で定める証明書等の交付事務 (2) 規則で定める申請書等の作成事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マイナンバーカードに証明書等の交付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住民票の写し、税証明、戸籍証明書の申請書 他300種類</li> </ul> </li> <li>• 申請書の記載をすべて省略、または一部の記載事項が簡素化できる</li> </ul>
3. 選挙の投票入場受付	(3) 投票所における投票受付事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マイナンバーカードに投票受付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する</li> <li>• 期日前投票や選挙当日に、投票所受付でマイナンバーカードを提示することで、投票できる者であることの確認ができる</li> </ul>
4. 避難所の入退所受付	(4) 避難所における入退所事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マイナンバーカードに避難所における入退所を管理できる機能を記録し、システムに暗証番号を登録する</li> <li>• 災害時に、避難所の受付にマイナンバーカードを提示することで、入退所することができる</li> </ul>
5. 図書貸出サービス	(5) 三条市立図書館における図書資料の貸出事務	地域住民向け領域/拡張利用領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マイナンバーカードに図書館カード機能を記録し、システムに暗証番号を登録する</li> <li>• マイナンバーカードを、市内図書館の図書貸出カードとして利用できる</li> </ul>
6. 職員の出退勤管理	(6) 市の職員の出勤及び退勤の管理事務	地域住民向け領域/拡張利用領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マイナンバーカードに出退勤管理機能を記録し、システムに暗証番号を登録する               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市内在住者と市外在住者で、カードAPの搭載領域は異なる</li> </ul> </li> <li>• マイナンバーカードにより、出勤退勤の時刻を管理する</li> </ul>

## 新潟県三条市② 条例・規則

### 三条市個人番号カードの 利用に関する条例

#### (趣旨) 第1条

- 番号法第18条の規定に基づき、定める事項である。

#### (利用事務) 第2条

- 番号法18条1号の条例で定める事務の一覧。

#### (利用者) 第3条

- 1号にて利用者は市内住所を有するものとする。
- 2号にて利用事務のうち指定事務は市外住所を有するものも利用できる。

#### (利用手続き) 第4条

- 規則で定めた市長その他の執行機関(市長等)に利用申請する。
- 市長等は利用申請があれば必要な情報を記録する。

#### (委任) 第5条

- 条例の施行に関する事項は規則で定める。

### 三条市個人番号カードの利用に関する 条例施行規則

#### (趣旨) 第1条、第2条

- 左記条例の施行に関し必要な事項を定めたもの。

#### (証明書等交付事務等の範囲) 第3条

- 規則で定める証明書等と申請書等の一覧。

#### (利用申請等) 第4条、第5条

- 利用申請書等と個人番号カードを市長に申請。

#### (個人番号カードへの情報の記録) 第6条

- 個人番号カードへの情報の記録を行う。

#### (暗証番号の設定) 第7条

- 数字4ケタからなる暗証番号を事務毎に設定。
- 暗証番号の入力は、市長がもとめた場合のみ。

#### (暗証番号の再設定) 第8条

#### (暗証番号の管理) 第9条

#### (独自利用事務の終了) 第10条

- 利用終了届があった場合、直ちに利用を終了する。

#### (利用資格の失効) 第11条

- 当該カードが失効した場合、直ちに利用を終了する。

#### (一次中断) 第12条

- 市長は次のいずれかの事由に該当する場合、事前通知なく事務の全部または一部を中断または停止できる。
  - システムの保守点検、更新等を緊急に行うとき
  - 天災その他の不可抗力により利用事務の提供が困難なとき
  - 個人番号カードの紛失の届出が提出されたとき
  - その他やむを得ない理由により利用事務の提供が困難なとき

#### (その他) 第13条

- この規則の他、必要な事項は、市長が別に定める。

手続き	利用者	規則で定めた市長 その他の執行機関
利用申請	※ 三条市はカード交付時に利用申請書を提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの交付通知書が自宅に届く</li> <li>交付窓口に行き、交付通知書と合わせて、サービスの利用申請書を提出</li> <li>カード本体と、サービス機能の暗証番号を設定する</li> <li>記録された個人番号カードを受け取る</li> </ul>	※ 三条市はカード交付時にサービス機能を記録 <ul style="list-style-type: none"> <li>利用申請書の希望に合わせて、サービス機能を記録する</li> <li>システムにカード本体と、サービス機能の暗証番号を記録する</li> <li>記録後、個人番号カードを渡す</li> </ul>
利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>カードリーダーで個人番号カードを読み込み、必要に応じて暗証番号を入力し、サービスを利用する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 窓口、コンビニ複合機、投票所、避難所、図書館、勤退タイムリーダー</li> </ul> </li> <li>申請書作成では、記載事項の省略・簡素化が可能</li> </ul> ※ 暗証番号の再設定は、再設定申請書を提出	—
利用の 終了・中断 ・停止	[終了] <ul style="list-style-type: none"> <li>利用の全部又は一部の終了時に、市役所窓口にご利用終了届と個人番号カードを提出</li> <li>終了したことが記録された個人番号カードを受け取る</li> </ul> [中断、停止] <ul style="list-style-type: none"> <li>事前通知無しにサービスが中断・停止される</li> </ul>	[終了] <ul style="list-style-type: none"> <li>利用終了届に合わせて、システムで利用終了の対応を行う</li> </ul> [中断、停止] <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者権限にて、利用の中断・停止のシステム対応を実施</li> </ul>

## 事例3：愛媛県松前町における事例

## 愛媛県松前町① サービス

○ 愛媛県松前町が定める条例・規定に基づき、カードAP搭載システム（ICチップの空き領域）を用いて提供するサービスは以下の通り。

- 松前町個人番号カードの利用に関する条例（条例第34号）
- 松前町個人番号カードの利用に関する条例施行規則（規則第37号）

サービス名	条例で定める事務	カードAP搭載領域	サービス概要
1. 印鑑登録証明書の交付	(1) 印鑑登録証明書を交付する事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マイナンバーカードに印鑑登録証明書の交付機能を記録し、システムに暗証番号を登録する</li> <li>• 窓口でマイナンバーカードを提示すると、印鑑登録証の代わりに使うことができ、印鑑登録証明書が交付される</li> </ul>
2. 申請書等の作成事務	(2) 規則で定める申請書を自動的に作成する事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マイナンバーカードに申請書を自動的に作成する機能を記録し、システムに暗証番号を登録する <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 印鑑登録証、住民票</li> </ul> </li> <li>• 窓口でマイナンバーカードを提出すると、申請書の記載をすべて省略、または一部の記載事項を簡素化できる</li> </ul>
3. 図書館システム	(3) 松前町ふるさとライブラリーの図書資料の貸出しを行う事務	地域住民向け領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マイナンバーカードに図書館カード機能を記録し、システムに暗証番号を登録する</li> <li>• マイナンバーカードを、市内図書館の図書貸出カードとして利用できる</li> </ul>

## 愛媛県松前町② 条例・規則

### 松前町個人番号カードの利用に関する条例

- (趣旨) 第1条
- 番号法第18条の規定に基づき、定める事項である。
- (利用事務) 第2条
- 番号法18条1号の条例で定める事務の一覧。
- (利用手続) 第3条
- 町長に個人番号カードを提示して、利用申請を行う。
  - 町長は利用申請があれば、必要な情報の記録を行う。
- (職員の責務) 第4条
- 事務を行う職員は職務上で知り得た情報を、漏えい又は他の目的のために使用しない。
- (閲覧の禁止) 第5条
- 町長は第2条に掲げる事務の利用に関する書類を閲覧に供してはならない。
- (個人情報の保護)
- 個人情報の保護のため適切な措置を講ずる。
- (委任)
- この条例の施行に際し必要な事項は、町長が別に定める。

### 松前町個人番号カードの利用に関する条例施行規則

- (申請書自動作成事務) 第2条
- 条例第2条第2号の規則で定める申請書
- (申請手続) 第3条
- 申請手続に提出する書類等一式
- (本人確認) 第4条
- 申請時、本人確認に用いる提示方法
- (利用事務の登録) 第5条
- 個人番号カードに利用事務に係る情報を記録
  - 利用事務を提供するシステムに暗証番号を登録
- (暗証番号の変更及び再設定) 第6条
- 個人番号カード利用等申請書を用いて変更・再設定
- (廃止申請) 第7条
- 個人番号カード利用等申請書を用いて廃止申請
- (暗証番号登録の抹消) 第8条
- 個人番号カードの失効・返納の際、暗証番号を抹消
- (一時停止及び解除) 第9条
- 個人番号カードの紛失の際、利用事務を停止
- (個人番号カードが発見された際、停止措置を解除)
- (文書の保存) 第10条
- 申請等の書類の保存は翌年度から起算し2年間
- (その他) 第11条
- この規則に定めるものの他は町長が別に定める

# 愛媛県松前町③ 利用手続き

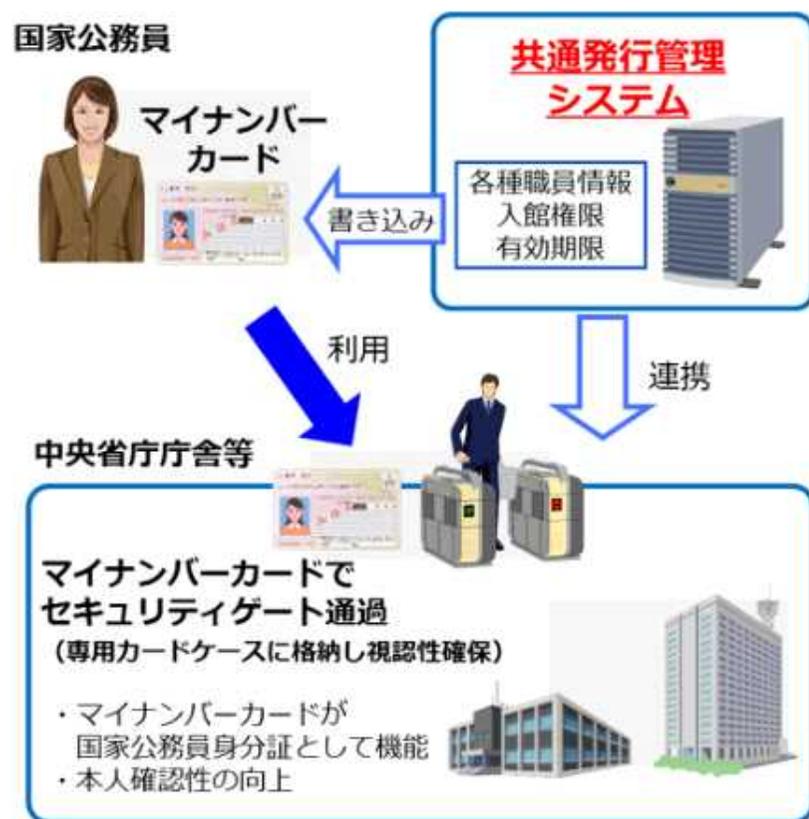
手続き	利用者	町長
利用申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用等申請書を個人番号カードと合わせて提出</li> <li>サービス機能の暗証番号を設定する</li> <li>記録された個人番号カードを受け取る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用等申請書の希望に合わせて、サービス機能を記録する</li> <li>システムにサービス機能の暗証番号を記録する</li> <li>記録後、個人番号カードを渡す</li> </ul>
利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>カードリーダーで個人番号カードを読み込み、必要に応じて暗証番号を入力し、サービスを利用する</li> <li>申請書作成では、記載事項の省略・簡素化が可能</li> <li>※暗証番号の再設定は、再設定申請書を提出</li> </ul>	—
利用の 廃止 ・停止・解除	<p>[廃止]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードが失効又は返納の際は、利用等申請書（廃止希望の旨を記載）を提出</li> <li>廃止したことが記録された個人番号カードを受け取る</li> <li>町長が廃止を決めた場合は、後日、書面通知を受け取る</li> </ul> <p>[停止・解除]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの紛失の届出を行う</li> <li>個人番号カードの発見の届出を行う</li> </ul>	<p>[終了]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>終了希望を受けたら、システムで利用終了の対応を行う</li> </ul> <p>[廃止]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃止申請があった際、利用廃止のシステム対応を行う</li> <li>町長が廃止とすることが適切と認めるときは、上記対応を行い、後日、利用者に対して書面通知を行う</li> </ul> <p>[停止・解除]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紛失の届出に応じて、利用停止のシステム対応を行う</li> <li>発見の届出に応じて、利用再開のシステム対応を行う</li> </ul>

## 事例4：行政機関・民間事業者 における事例

# 行政機関

- マイナンバーカードの空き領域を用いた利活用事務として、府省(中央省庁)における国家公務員などの身分証明機能をマイナンバーカードに付与するとともに、身分証の発行管理を行っている。

## 共通発行管理システム（身分証の発行管理）



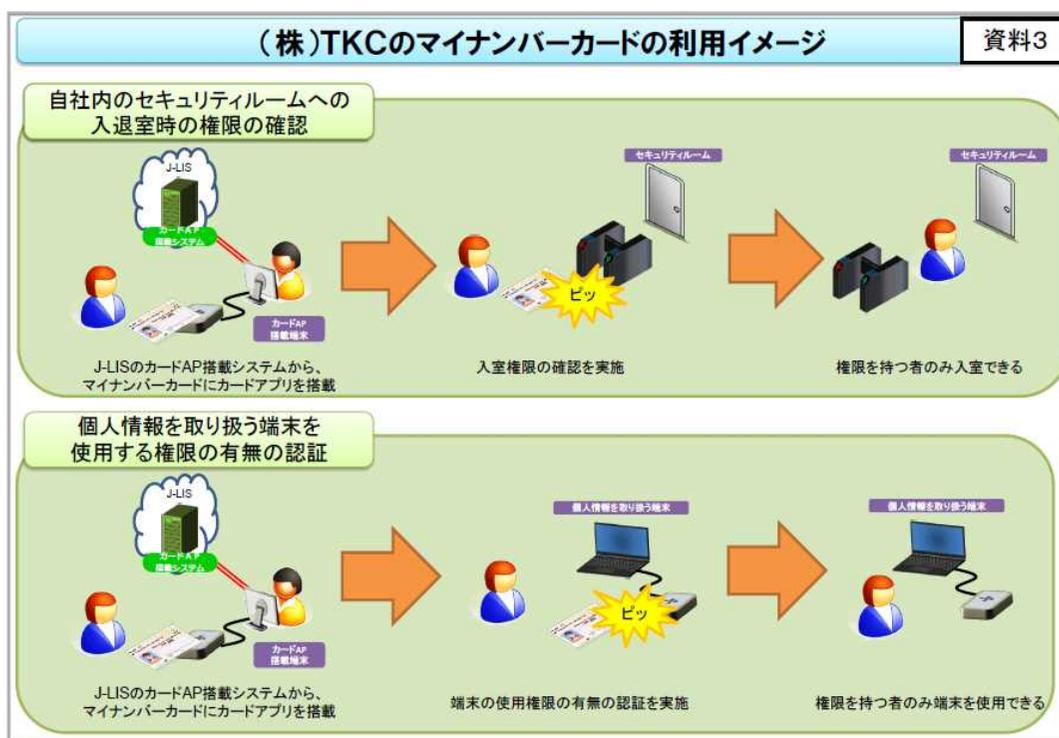
共通発行管理システム 運用イメージ

- 背景
  - ・ 従来、府省の国家公務員がセキュリティゲートでの入退場利用している国家公務員身分証は、各府省が独自に発行・管理していた。
  - ・ そのため、身分証発行管理システムも各府省で個別に構築・運用・管理されていた。
- 利活用
  - ・ マイナンバーカード(ICカード)内のICチップの空き領域を利活用し、府省(中央省庁)における国家公務員などの身分証明機能をマイナンバーカードに付与するとともに、身分証の発行管理。
  - ・ すべての府省で共通的に利用可能で、マイナンバーカードに国家公務員用のアプリケーションとして、職員を識別するための情報などを登録することで、庁舎等の入館証として利用可能。

(日本電気株式会社HPをもとに作成)

○ マイナンバーカードの空き領域を用いた利活用事務として、施設の入退館及び入退室の管理、管理者の識別・認証を行っている。

## 施設の入退館及び入退室の管理、管理者の識別・認証



■ 総務大臣が定める事務の内容

1. 株式会社TKCに使用される施設の入退館及び入退室の管理に係る事務
2. 株式会社TKCが管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

■ 具体的な利活用

- 自社内のセキュリティルームへの入退室時の権限の確認や、個人情報を取り扱う端末を使用する権限の有無の確認に利用。これにより、社内の「情報セキュリティ対策の強化」と「業務の効率化」を図っている。

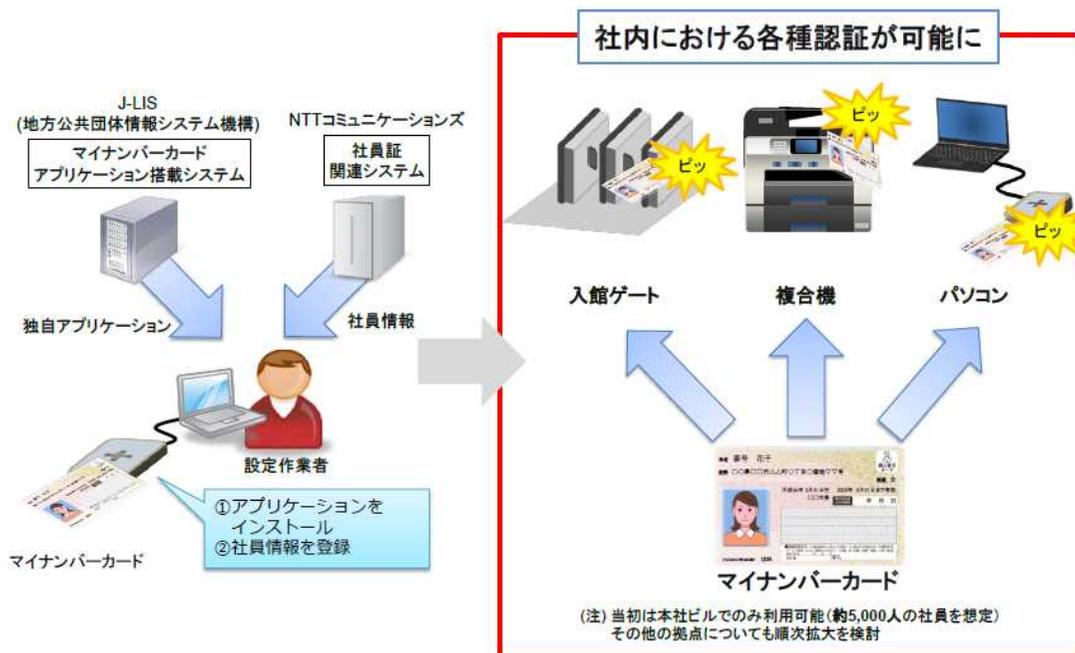
(総務省HP、株式会社TKCHPをもとに作成)

- マイナンバーカードの空き領域を用いた利活用事務として、施設の入退館及び入退室の管理、管理者の識別・認証を行っている。

## 施設の入退館及び入退室の管理、管理者の識別・認証

### NTTコミュニケーションズのマイナンバーカードの利用イメージ

別紙



#### ■ 総務大臣が定める事務の内容

1. (1) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
2. (2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

#### ■ 具体的な利活用

- セキュリティゲートの開閉とオフィスへの入退館認証、業務用パソコンへのログイン認証、複合機を利用する際の個人認証などにおけるマイナンバーカードの利用を可能とする。利用希望者のマイナンバーカードにNTT Com独自のアプリケーションをインストールし、さらに社員情報を登録することで、マイナンバーカードを使った認証ができる。

(総務省HP、NTTコミュニケーションズ株式会社HPをもとに作成)

**(参考)法第十八条第一項第一号に  
基づく条例で定める事務**

## 紫波町個人番号カードの利用に関する条例 議案第67号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18条第1号の規定に基づき、個人番号カードの利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義) 第2条	1. この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号カード 法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。 (2) 自動交付機 町の電子計算組織と通信回線により接続された専用の端末機で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。
(利用目的) 第3条	1. 個人番号カードの利用目的は、次に掲げるサービスを個人番号カードの交付を受けている者に提供することとする。 (1) 紫波町印鑑条例（昭和50年紫波町条例第8号）第13条に規定する印鑑登録証明書を交付するサービス (2) 自動交付機を利用した次に掲げる証明書等を交付するサービス ア 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し イ 自己の印鑑登録証明書 ウ 自己又は自己と同一の戸籍に属する者の戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書 エ 自己又は自己と同一の戸籍に属する者の戸籍の附票の写し オ 自己の所得課税証明書

## 紫波町個人番号カードの利用に関する条例 議案第67号

条項	条文
(利用手続) 第4条	<ol style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードを利用して前条各号に掲げるサービスを受けようとする者又はその代理人（前条第2号ウの規定のサービスを除く。）は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。</li> <li>町長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、当該申請をした者の個人番号カードにサービスの提供に応じて必要な機能を付加し、及び情報を記録しなければならない。</li> <li>前2項の規定により手続をした者が当該手続をしたサービスの利用の終了について、規則で定めるところにより、町長に申出をしたときは、町長は、当該手続をした個人番号カードから付加した機能又は記録した情報を当該申出に応じて消去しなければならない。</li> </ol>
(自動交付機を利用したサービスによる特例) 第5条	<ol style="list-style-type: none"> <li>この条例に基づき提供を受けた第3条第2号に掲げるサービスで、他の条例、規則その他規程（以下「他の条例等」という。）に相当する規定があるものは、当該他の条例等によりしたものとみなす。</li> </ol>
(質問調査) 第6条	<ol style="list-style-type: none"> <li>町長は、第4条に規定する利用手続に関する事務について必要があると認めるときは、関係人に対し、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。</li> </ol>
(補則) 第7条	<ol style="list-style-type: none"> <li>この条例に定めるもののほか、個人番号カードの利用手続等に関し必要な事項は、規則で定める。</li> </ol>

# 秋田県東成瀬村で定める条例①

## 東成瀬村個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月25日 条例第26号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義) 第2条	1. この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号カード 法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。 (2) 自動交付機 本村の電子計算組織(本村の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。以下同じ。)と電気通信回線により接続された専用の端末機で、個人番号カードを使用することにより自動で証明書等を交付するものをいう。
(利用目的) 第3条	1. 法第18条第1号の条例で定める事務(以下「利用事務」という。)は、次に掲げるサービスを個人番号カードの交付を受けている者に提供することとする。 (1) 印鑑登録証明書を交付するサービス (2) 自動交付機を利用して、規則で定める証明書等を交付するサービス (3) 自動交付機を利用して、はり・きゅう・マッサージ施術券を交付するサービス
(サービスの利用申請等) 第4条	1. 個人番号カードを利用して前条各号に掲げるサービスを受けようとする者は、規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。 2. 村長は、前項の申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに当該申請に係るサービスの提供に必要な情報を記録するものとする。

(東成瀬村HPをもとに作成)

東成瀬村個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月25日 条例第26号

条項	条文
(サービスの利用の廃止等の届出) 第5条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人番号カードによる第3条各号に掲げるサービスの利用を廃止し、又は停止しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。</li> <li>2. 村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者の個人番号カードの利用について必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>3. 法の規定により、村長に個人番号カードを紛失した旨を届け出た者又は個人番号カードを返納した者については、第1項に規定する廃止の届出をしたものとみなして、前項の規定を適用する。</li> </ol>
(関係人に対する質問等) 第6条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 村長は、個人番号カードに関する事務について必要があるときは、関係人に対し、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。</li> </ol>
(委任) 第7条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。</li> </ol>

## 前橋市個人番号カード利用条例 平成29年9月15日 条例第32号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づく個人番号カード(以下「カード」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18条第1号に規定する条例で定める事務は、マイタク(でまんど相乗りタクシー)の運行の実施に関するタクシー運賃等助成事業に関する事務とする。
(利用手続) 第3条	1. カードの交付を受けている市民で、カードを利用して前条に規定する事務に係るサービス(以下「サービス」という。)の提供を受けようとするものは、市規則で定めるところにより、市長に対し、当該カードを提示して利用申請を行わなければならない。 2. 市長は、前項の申請があったときは、市規則で定めるところにより、当該申請をした者のカードに、サービスの提供に関し必要な情報を記録するものとする。
(個人情報保護の措置) 第4条	1. 市長は、サービスの提供に当たり、カードに記録された個人情報及びサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(委任) 第5条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

## 三条市個人番号カードの利用に関する条例 平成27年9月28日 条例第25号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、個人番号カードの利用を通じて住民の利便性の向上に資するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18条第1号の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 (1) 規則で定める証明書等の交付事務 (2) 規則で定める申請書等の作成事務 (3) 投票所における投票受付事務 (4) 避難所における入退所事務 (5) 三条市立図書館における図書資料の貸出事務 (6) 市の職員の出勤及び退勤の管理事務
(利用者) 第3条	1. 前条に規定する事務に個人番号カードを利用することができる者は、個人番号カードの交付を受けた者であって市内に住所を有するものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、前条第5号及び第6号の事務にあつては、個人番号カードの交付を受けた者であつて市外に住所を有するものも、個人番号カードを利用することができる。
(利用手続) 第4条	1. 第2条に規定する事務の全部又は一部に個人番号カードを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)に対し、当該事務の利用申請を行わなければならない。 2. 市長等は、前項の申請があつた場合には、規則で定めるところにより、その者の個人番号カードに申請に係る事務を利用するために必要な情報を記録しなければならない。
(委任) 第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</li> </ul>

## 高岡市個人番号カードの利用に関する条例 平成28年12月14日 条例第38号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18号第1号の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18号第1号の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 (1)高岡市立図書館条例（平成17年高岡市条例第199号）第2条に規定する図書館における図書館資料の予約及び貸出し並びに指定閲覧席の利用に関する事務 (2)高岡市生涯学習センターにおける講座の受講申込み並びに施設及び備品の利用に関する事務
(利用手続) 第3条	1. 個人番号カードの交付を受けている者のうち、市内に住所を有するもので、個人番号カードを利用して前条各号に掲げる事務に係るサービス（以下「サービス」という。）を受けようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、自ら高岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し個人番号カードを提示して、当該サービスの利用を申請しなければならない。 2. 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係るサービスを提供するために必要な措置を行うものとする。
(個人情報の管理) 第4条	1. 教育委員会は、サービスを提供するために取り扱う個人情報については、漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(委任) 第5条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

# 滋賀県愛荘町で定める条例①

## 愛荘町個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月4日 条例第32号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「令」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カード(法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18条第1号の条例で定める事務は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人番号カードを印鑑登録証として利用する事務</li> <li>(2) 個人番号カードの交付を受けている者に対し、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。)を利用して、次に掲げる証明書等を交付する事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書</li> <li>イ 住民票の写し</li> <li>ウ 住民票記載事項証明書</li> <li>エ 戸籍の附票の写し</li> <li>オ 印鑑登録証明書</li> <li>カ 住民税所得証明書</li> <li>キ 住民税課税、非課税証明書</li> </ul> </li> <li>(3) 行政キオスク端末機(個人番号カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。)により前号アからキまでに掲げる証明書等の交付する事務</li> <li>(4) 愛荘町立図書館の図書館資料の貸出しを受ける事務</li> </ul>

## 愛荘町個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月4日 条例第32号

条項	条文
(利用手続) 第3条	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 個人番号カードを利用して前条各号に規定する事務を利用しようとするときは、町長に対し、当該事務の利用の申請をしなければならない。</li><li>2. 町長は、前項の申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに前条に規定する事務を処理するために必要な情報を記録(以下「提供情報記録」という。)するものとする。</li></ol>
(利用の停止) 第4条	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 個人番号カードに提供情報記録を受けた者は、第2条に規定する事務の利用を停止しようとするときは、町長に申請しなければならない。</li><li>2. 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードから提供情報記録を削除するものとする。</li></ol>
(委任) 第5条	<ol style="list-style-type: none"><li>1. この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</li></ol>

## 赤穂市個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月10日 条例第41号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)の利用に関し、法第18条第1号の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。
(利用目的) 第2条	1. 市長は、個人番号カードを利用して、本市の電子計算機と通信回線で接続された窓口専用端末機を用いて次に掲げる証明書等の交付申請を自動で行うことができるサービスの提供を行うものとする。 (1) 戸籍の全部事項証明書 (2) 戸籍の個人事項証明書 (3) 住民票の写し (4) 住民票記載事項証明書 (5) 戸籍の附票の写し (6) 印鑑登録証明書
(利用手続等) 第3条	1. 個人番号カードを利用して前条のサービスの全部又は一部を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 2. 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その者の個人番号カードに当該申請に係るサービスを受けるために必要な機能及び情報を記録するものとする。 3. 次に掲げる者は、前条のサービスを受けることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) 成年被後見人
(個人情報の管理)第4条	1. 市長は、サービスを提供するに当たり、個人番号カードに記録された個人情報及びサービスを提供するためのシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理並びに当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(補則)第5条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 葛城市個人番号カードの利用に関する条例 平成28年3月25日 条例第3号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カード(法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用目的) 第2条	1. 法第18条第1号の条例で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 葛城市立図書館資料の貸出しに関するサービスを行う事務
(利用手続等) 第3条	1. 市長は、前条第1号に掲げる事務について、個人番号カードの利用によるサービスを提供するに当たり、個人番号カードに記録された個人情報及びこれらのサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(個人情報の管理) 第4条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

(葛城市HPをもとに作成)

# 山口県下関市で定める条例

下関市個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月21日 条例第71号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カードを市民の利便性の向上に資する事務に利用するため、必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18条第1号に規定する個人番号カードを利用して行う条例で定める事務は、個人番号カードの交付を受けている者に対して、自動交付機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。)を利用して、次に掲げる証明書等を交付するサービスを提供する事務とする。 (1) 住民票の写し (2) 印鑑登録証明書
(利用手続等) 第3条	1. 個人番号カードの交付を受けている者で、個人番号カードを利用して前条のサービスの提供を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に当該サービスの利用の申請を行わなければならない。 2. 市長は、前項の申請があった場合には、個人番号カードに当該申請に係るサービスを提供するために必要な機能及び情報を記録しなければならない。
(委任)第4条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(下関市HPをもとに作成)

松前町個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月25日 条例第34号

条項	条文
(趣旨) 第1条	1. この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カード(法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用事務) 第2条	1. 法第18条第1号の規定により条例で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 印鑑登録証明書を交付する事務 (2) 規則で定める申請書を自動的に作成する事務 (3) 松前町ふるさとライブラリー(松前町ふるさとライブラリーの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第13号)第2条の規定により設置された公立図書館をいう。)の図書資料の貸出しを行う事務
(利用手続) 第3条	1. 個人番号カードの交付(法第17条第1項の規定による個人番号カードの交付をいう。以下同じ。)を受けている者は、個人番号カードを利用して前条各号に掲げる事務の全部又は一部を実施する場合には、規則で定めるところにより、町長に対し、当該個人番号カードを提示して、当該事務の利用申請を行わなければならない。
(職員の責務) 第4条	1. この条例に関する事務を行う職員は、職務上知り得た情報を、漏えいし、又は他の目的のために使用してはならない。
(閲覧の禁止) 第5条	1. 町長は、第2条各号に掲げる個人番号カードの事務の利用に関する書類を閲覧に供してはならない。
(個人情報の保護) 第6条	1. 町長は、第2条各号に掲げる事務を提供するために、個人番号カードに記録された個人情報及びこれらの事務を提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 松前町個人番号カードの利用に関する条例 平成27年12月25日 条例第34号

条項	条文
(委任) 第7条	1. この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。
附 則 抄 (施行期日)	1. この条例は、平成28年1月1日から施行する。 (松前町住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止) 2. 松前町住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成17年条例第23号)は、廃止する。 (松前町住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止に伴う経過措置) 3. この条例の施行前に交付された住民基本台帳カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第19条による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。)については、その効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、この条例の施行後も、なお従前の例による。ただし、前項の規定による廃止前の松前町住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条各号に規定するサービスについては、この条例の施行後は、利用の申請をすることができない。 (松前町印鑑条例の一部改正) 4. 松前町印鑑条例(昭和51年条例第21号)の一部を次のように改正する。 [次のよう]略

(松前町HPをもとに作成)